通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業所

デイサービスセンターこむろん家

運営規程

（事業の目的）

1. この規程は、社会福祉法人　大樹会（以下「法人」という。）が設置する「デイサービスセンターこむろん家」（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業及び伊奈町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（以下「通所型サービス」という。）（以下「事業」という。）の適切な運営を行うための管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等が要介護状態または要支援状態にある高齢者など（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な通所介護及び通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス

の提供に努めるものとする。

　　　　・事業所の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び必要な日常生活の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の　維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

　　　　・事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

1. 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

　　　　一　　名称　　　　こむろん家

　　　　二　　所在地　　　北足立郡伊奈町小室１０１４５－１

　　　　三　　事業単位　　１単位

　　　　四　　定員　　　　３８人（大規模Ⅰ型）

（職員の職種、員数及び職務内容）

1. 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

　　　　一　　管理者　　　　　１名（常勤兼務）

　　　　　　　　管理者は、事業所の従業員の管理及び業務管理を行う。

　　　　二　　生活相談員　　　２名以上

　　　　　　　　生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、

事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

三　　看護職員　　　　３名以上

看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

また、機能訓練指導員を兼務する

四　　介護職員　　　　７名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五　　機能訓練指導員　２名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。また、看護職員と兼務する。

（営業日及び営業時間）

1. 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

　　　　一　　営業日

　　　　　　　　営業日は、日曜日から土曜日とする。

　　　　二　　営業時間

　　　　　　　　９時から１８時までとする。

　　　　三　　サービス提供時間

　　　　　　　　９時００分から１７時３０分

（サービス提供の留意事項）

1. 指定通所介護及び通所型サービスの留意事項は、次のとおりとする。

　　　　一　　通所介護及び通所型サービスの提供にあたっては、次条第１項に規定する

　　　　　　通所介護及び通所型サービス介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

　　　　二　　通所介護及び通所型サービス介護従業者は、指定通所介護及び通所型サービスの提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

三　　指定通所介護及び通所型サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護サービスを以ってサービスの提供を行う。

四　　指定通所介護及び通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービス利用者の希望に沿って適切に提供する。

特に、認知症の要介護者、要支援者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供が出来る体制を整える。

五　　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

（通所介護計画、通所型サービス介護計画の作成）

1. 管理者は、利用者の心身の状況及び意向ならびにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するまでの具体的サービス内容などを記載した通所介護計画、通所型サービス介護計画を作成するものとする。

　２　　　　管理者は、上記の通所介護計画、通所型サービス介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

　３　　　　通所介護計画、通所型サービス介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画書が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

　４　　　　通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画、通所型サービス介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

（指定通所介護及び通所型サービスの利用料及びその他の費用額）

1. 指定通所介護及び通所型サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護及び通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額の負担割合証に記載の割合とする。

　２　　　その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

　　　　　一　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

　　　　　　　ア　通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１０km未満　　３００円

　　　　　　　イ　通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１０km以上　　５００円

　　　　　二　通常の時間を越え、通所介護を受ける場合　　１時間当たり１，０００円

　　　　　　　（通常の時間とは、第５条第三号の時間とする）

　　　　　三　食費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１食７９０円

　　　　　四　日用品等　　　　　　　　　　　　　　　　　実費

　　　　　五　おむつ代　　　　　　　　　　　　　　　　　実費

　　　　　六　その他の日常生活上の便宜に関わる費用　　　実費

　３　　　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

1. 通常の事業地域は、伊奈町、上尾市、蓮田市、桶川市、白岡市とする。

　　　　（緊急時における対応方法）

1. 指定通所介護（通所型サービス）の提供にあたる者は、サービス提供時間に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

　　　　（非常災害対策）

第１１条　当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出

　　　　　その他の必要な訓練を行うこととする。

　　　　　一　防火管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

　　　　　二　防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・年２回以上

　　　　　三　非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時

　　　　（身体の拘束等）

第１２条　当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当核利用者、または他の

利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は医師が

利用者の身体・生命の安全を確保するための緊急の必要性があると認めた場合。

（虐待の防止等）

第１３条　当事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を

実施する。

　　　　　一　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について

　　　　　　　職員に周知徹底を図る。

　　　　　二　虐待防止のための指針を整備する。

　　　　　三　前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

　　　　　四　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年一回以上実施する。

　　　　　（業務継続計画の策定等）

　　　第１４条

一　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し（通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業）の提供を継続的に実施及び非常時の体制で、早期の業務再開を図る為の計画

（以下「業務継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じるものとする。

二　当事業所は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に

実施する。

三　当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

　　　　（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１５条　当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供する為に、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　当事業所は、従業員の資質向上を図るための研修を行うものとする。

　　　　　一　採用時研修を、採用１ヵ月以内に行う。

　　　　　二　採用後研修を、年１回以上実施する。

　　　　秘密保持

　　　　一　従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

　　　　二　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

　　　　事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資する

よう努める

　　　　　正当な理由なく、通所介護及び通所型サービスの提供を拒まないものとする。また、当該事業者の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護及び通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

　　　　　要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

　　　　　利用者の要介護認定等につき、認定審査会の意見等が付されている場合には、認定審査会の意見等に配慮して、通所介護サービスを提供する。

　　　　　利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

　　地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

　　　　　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人大樹会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１３年９月１日から施行する

附則

この規程は、平成１５年６月１日から施行する

附則

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する

附則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する

附則

この規程は、平成１９年７月１日から施行する

附則

この規程は、平成１９年９月１日から施行する

附則

この規程は、平成２０年２月１日から施行する

附則

この規程は、平成２３年７月１日から施行する

附則

この規程は、平成２６年７月１日から施行する

附則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する

附則

この規定は、令和２年１月１日から施行する。

　　　　　附則

　　　　　この規定は、令和２年４月１日から施行する。

　　　　　附則

　　　　　この規定は、令和３年４月１日から施工する。

　　　　　附則

　　　　　この規定は、令和４年４月１日から施工する。

　　　　　附則

　　　　　この規定は、令和６年４月１日から施工する。